

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、旧避難指示解除準備区域内（楢葉町）の工場に勤務していたものの、原発事故後に同工場が閉鎖となって解雇され、その後市の嘱託職員（契約期間1年の更新制）として再就職した申立人（事故時40歳台）について、平成28年2月分までの就労不能損害として、減収分（影響割合10割）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

就労不能損害（給与減収分）

#### 2 期間

平成27年9月1日から平成28年2月29日まで

### 第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金387,475円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人は被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求をしない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年9月8日